

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 （4） 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （5） 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （6） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （7）・（8）（略） （特定個人情報の提供） 第5条 別表第3の第1欄に掲げる照会機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる提供機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を受けることができ	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （4） 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （5） 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （6） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （7）・（8）（略）

る。

- 2 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の
条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含
む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があった
ものとみなす。

(その他)

第6条 (略)

別表第1(第4条関係)

実施機関	事務
(略)	(略)
17 市長	ふじみ野市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(令和6年 ふじみ野市告示第52号)による障害者自動車燃料費の助成 に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
26 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成25 年ふじみ野市告示第15号)による難聴児補聴器購入費の助 成に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
42 市長	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報 の管理に関する事務であって規則で定めるもの
43 教育委 員会	ふじみ野市就学援助実施要綱(平成25年ふじみ野市教育委 員会告示第4号)による就学援助に関する事務であって規則 で定めるもの
44 教育委 員会	ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和2年ふじ み野市教育委員会告示第4号)による特別支援教育就学奨励

(その他)

第5条 (略)

別表第1(第4条関係)

実施機関	事務
(略)	(略)
17 市長	ふじみ野市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(平成27年 ふじみ野市告示第59号)による障害者自動車燃料費の助成に 関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
26 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成25年ふ じみ野市告示第15号)による難聴児補聴器購入費の助成に関 する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

	<u>費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
45 教育委員会	<u>住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第23号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施 <u>若しくは</u> 保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。) <u>又は</u> 障害者に係る障害の種類及び等級等に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)) <u>であって規則で定めるもの</u>
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法 <u>若しくは</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給 <u>若しくは</u> 保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当 <u>若</u>

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第23号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施 <u>又は</u> 保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、 <u>障害者</u> に係る障害の種類及び等級等に関する情報(以下「障害者関係情報」という。))
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法 <u>又は</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給 <u>又は</u> 保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当 <u>又は</u> 特例

		しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34			給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項
--	--	--	--	--	--

		号)附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。) <u>又は災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)</u> <u>であって規則で定めるものの</u>			に規定する福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。) <u>、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)</u>
3 市長	ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報 <u>(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてによる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を含む。以下同じ。)</u> 、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収等に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)、児童手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、重度心身障害者	3 市長	ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収等に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)、児童手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報

		医療費に関する情報又は住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、こども医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱によるひとり親家庭等児童高校等入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、遺族年金の受給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	埼玉県ひとり親家庭就学援助事業実施要綱によるひとり親	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情

4 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、こども医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報
5 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱によるひとり親家庭等児童高校等入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、遺族年金の受給に関する情報
6 市長	埼玉県ひとり親家庭就学援助事業実施要綱によるひとり親	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情

	家庭就学援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、母子年金の受給に関する情報又は <u>遺族年金の受給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
7 市長	ふじみ野市立保育所の設置及び管理条例による保育料及びふじみ野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例による利用者負担額に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報又は <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
8 市長	ふじみ野市立放課後児童クラブ条例による保育料に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報又は <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
9 市長	ふじみ野市家庭保育室要綱による家庭保育室運営費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

	家庭就学援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、母子年金の受給に関する情報、 <u>遺族年金の受給に関する情報</u>
7 市長	ふじみ野市立保育所の設置及び管理条例による保育料及びふじみ野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例による利用者負担額に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報
8 市長	ふじみ野市立放課後児童クラブ条例による保育料に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報
9 市長	ふじみ野市家庭保育室要綱による家庭保育室運営費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報

10	市長	ふじみ野市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	10	市長	ふじみ野市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
11	市長	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	11	市長	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報
12	市長	ふじみ野市障害児(者)生活サポート事業実施要綱による障害児(者)生活サポート事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	12	市長	ふじみ野市障害児(者)生活サポート事業実施要綱による障害児(者)生活サポート事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
13	市長	ふじみ野市在宅心身障害児(者)紙おむつ等給付事業実施要綱による在宅心身障害児(者)紙おむつ等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	13	市長	ふじみ野市在宅心身障害児(者)紙おむつ等給付事業実施要綱による在宅心身障害児(者)紙おむつ等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
14	市長	ふじみ野市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱による障害者自動車運転免許取得費の補助に関する事務であ	個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	14	市長	ふじみ野市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱による障害者自動車運転免許取得費の補助に関する事務であ	個人市民税の課税に関する情報

	って規則で定めるもの	
15 市長	ふじみ野市障害者自動車改造費補助金交付要綱による障害者自動車改造費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱による難聴児補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 市長	ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱による成年後見制度利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	
15 市長	ふじみ野市障害者自動車改造費補助金交付要綱による障害者自動車改造費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報
16 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
17 市長	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
18 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
19 市長	ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱による成年後見制度利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報

20	市長	ふじみ野市国民健康保険高額療養費資金貸付規則による国民健康保険高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報であって規則で定めるもの
21	市長	ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
23	市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱による日中における活動の場の確保に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
24	市長	ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱による地域活動支援センター事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25	市長	ふじみ野市中心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱によ	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情

20	市長	ふじみ野市国民健康保険高額療養費資金貸付規則による国民健康保険高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報
21	市長	ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
22	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
23	市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱による日中における活動の場の確保に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
24	市長	ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱による地域活動支援センター事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
25	市長	ふじみ野市中心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱によ	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情

	る日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		る日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	報
26 市長	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、障害者関係情報又は遺族年金の受給に関する情報であって規則で定めるもの			

別表第3(第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	ふじみ野市就学援助実施要綱による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるものの
2 教育委員会	ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるものの

	<u>則で定めるもの</u>		
3 教育委員会	住民登録外者宛名 番号管理機能によ る住民登録外者の 情報の管理に關す る事務であつて規 則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて <u>規則で定めるもの</u>

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案		現行		
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)		
実施機関	事務	実施機関	事務	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	
2～44 (略)	(略)	3～45 (略)	(略)	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)		
実施機関	事務	実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関

					する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定す
--	--	--	--	--	--

2	市長	ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を含む。)、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。))、 <u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」とい</u>

			る福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。))又は災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)) であって規則で定めるもの
3	市長	ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてによる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を含む。)、個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。))、 <u>児童手当関係情報</u> 、児童福祉施設等の入退所情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報又は住民登録外者宛名番号管理機能に

		う。)、児童福祉施設等の入退所情報、ひとり親家庭等医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報又は住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの			よる住民登録外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)</u> 、 <u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</u> 、児童福祉施設等の入退所情報、こども医療費に関する情報、重度	4 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>医療給付等関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、児童福祉施設等の入退所情報、こども医療費に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		心身障害者医療費に関する 情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの			
<u>4</u> ～ <u>25</u> (略)	(略)	(略)	<u>5</u> ～ <u>26</u> (略)	(略)	(略)